

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 名称

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園とするものとする。 (第二条関係)

三 のぞみの園の目的

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とするものとする。 (第三条関係)

四 事務所

のぞみの園は、主たる事務所を群馬県に置くものとする。 (第四条関係)

五 資本金

のぞみの園の資本金は、第六の二により政府から出資があつたものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができるものとする。

(第五条関係)

第二 役員及び職員

一 役員

のぞみの園に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事二人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 役員の内任

理事長の内任は、任命の日から、中期目標の期間の末日までとし、理事の内任は、理事長が定める期間とし、監事の内任は、二年とするものとする。 (第八条関係)

三 役員及び職員の秘密保持義務

のぞみの園の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。

(第九条関係)

四 役員及び職員の地位

のぞみの園の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十条関係)

五 その他

役員の職務及び権限その他所要の規定を設けるものとする。

第三 業務等

一 業務の範囲

のぞみの園は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十一条関係)

1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。

2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研

究及び情報の提供を行うこと。

3 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

4 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

5 1から4までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 積立金の処分

のぞみの園の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。 (第十二条関係)

第四 雑則

国家公務員宿舎法の適用除外、国家公務員共済組合法の適用に関する特例その他所要の規定を設けるものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。 (第十六条及び第十七条関係)

第六 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、四から六までに掲げる事項は、平成十

五年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 心身障害者福祉協会(以下「協会」という。)は、のぞみの園の成立の時に於いて解散するものとするとともに、その一切の権利及び義務は、その時においてのぞみの園が承継するものとし、その承継の際、のぞみの園が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からのぞみの園に対し出資されたものとする。 (附則第二条関係)

三 二に規定するもののほか、政府は、のぞみの園の成立の時に於いて現に建設中の建物等をのぞみの園に追加して出資するものとする。 (附則第三条関係)

四 心身障害者福祉協会法を廃止し、所要の経過措置を設けるものとする。 (附則第四条及び第五条関係)

五 知的障害者福祉法その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

六 その他所要の経過措置を規定すること。